



2023年1月10日

各 位

会 社 名 象印マホービン株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 市川 典男
(コード 7965 東証プライム市場)
問合せ先 取締役 執行役員管理本部長 真田 修
(TEL. 06-6356-2368)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年1月10日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年2月16日開催予定の当社第78期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めるため、変更案第16条第1項を新設するものであります。
- (2) 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別表のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年2月16日(木)〔予定〕
定款変更の効力発生日 2023年2月16日(木)〔予定〕

以 上

【別表】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第15条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第17条～第36条 (条文省略)</p> <p>附則 ① (条文省略) ② (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第17条～第36条 (現行どおり)</p> <p>附則 第1条 (現行どおり) ② (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等の電子提供等に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 2022年9月1日(以下「施行日」という。)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>② 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以上